



県内で初めて特定都市河川指定に向けた手続きを始めます

気候変動の影響により水災害が激甚化、頻発化し、県内でも毎年のように水災害が発生していることから、河川改修等のハード整備や「流域治水」の取り組みを加速化するため、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きを始めます。

1. 概要

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等への対応を目的とした、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年5月に、「特定都市河川浸水被害対策法」が改正されました。

県では、流域内の市街化が進み、浸水被害も発生している信濃川水系一級河川矢出沢川及び黄金沢川を県内で初めて「特定都市河川」に指定するため、手続きを開始します。

特定都市河川の指定により、流域が一体となった浸水被害対策の推進が図られます。

2. 対象河川

信濃川水系一級河川矢出沢川

信濃川水系一級河川黄金沢川（矢出沢川の支川）

3. 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月～：県による流域住民、関係団体への説明
国土交通省、県、上田市との協議等

令和7年度末：県による「特定都市河川」の指定

4. その他（参考）

- ・特定都市河川及び特定都市河川流域（案） 別紙1
- ・特定都市河川浸水被害対策法の概要 別紙2

治水ONE NAGANO宣言

～みんなでとりくむ「流域治水」～

（問合せ先）

担当：建設部 河川課 計画調査係
金子、秋山

電話：026-235-7310（直通）
026-232-0111（代表）内線 3446

FAX：026-225-7069

E-mail：kasen@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）

担当：上田建設事務所 整備課 計画調査係
阿部、守矢

電話：0268-25-7165（直通）
0268-23-1260（代表）内線 2517

FAX：0268-23-0550

E-mail：ueken-seibi@pref.nagano.lg.jp